

登録有形文化財の登録抹消について

令和 3 年 6 月 2 4 日付け官報告示で登録有形文化財「藤田家住宅仲間部屋」が登録抹消となりました。

1 登録抹消された文化財

【令和 3 年 6 月 2 4 日告示】

登録有形文化財 藤田家住宅仲間部屋



現状変更前 外観（東面）



現状変更後 外観（東面）

○名 称：藤田家住宅仲間部屋

○年 代：明治期

○建 築 面 積：一棟 4 3 ㎡

○所 有 者：個人

○所 在 地：長野県長野市松代町松代 1 3 4 4

○登録年月日：平成 19 年 12 月 19 日

○文化財の概要

藤田家は松代町の南部、表柴町の南北通り西側に位置する。通り沿いに土蔵、門、仲間部屋が連なり、旧武家町にふさわしい表構えを見せる。仲間部屋は、通り側に物見格子をつけた南北棟の寄棟造り茅葺屋根で、後世に鉄板を被せている。

○登録抹消の理由

当該建物は、長年の経年劣化による老朽化に加え、蟻害による床部の腐朽や建物軸部の歪みも見受けられ、建物全体が道路側に倒壊する危険性の高い状況であった。所有者としては修理も検討したが、費用負担が大きいと、解体撤去を選択するに至った。なお、仲間部屋に連なる表門及び土蔵は、今後も国登録有形文化財として保存する意向。

（令和 2 年 4 月 24 日現状変更届出（仲間部屋の解体）、9 月 10 日完了報告、10 月 13 日文化庁受理）

○国登録有形文化財とは

平成 8 年の文化財保護法の改正により発足した制度。建築後 50 年を経過し、歴史的景観に寄与しているなどの基準に当てはまる建造物の保存及び活用を進めるため、国宝・重要文化財のような「指定文化財」とは異なり、ゆるやかな規制で文化財をより自由に活用できることが特徴な制度である。

2 長野市内の国登録文化財件数

種 別	件 数	内 容
登録有形文化財	5 7	建造物 5 7 箇所（1 3 5 棟）



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(告 示)

- 電波の規正に関する通報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件 (総務二〇六)
- 文化財を登録文化財に登録する件 (文部科学九八)
- 登録有形文化財の登録を抹消する件 (同九九)
- 登録有形文化財の名称を変更する件 (同一〇〇)
- 特定水産資源 (さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群) に関する令和三年管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (農林水産一〇七六)

(公 告)

諸 事 項

- 裁判所
- 破産、免責、再生関係
- 地方公共団体
- 教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

三 五 六 二 〇 七 一

○文部科学省告示第九十九号
文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百四十四号) 第五十九条第三項の規定に基づき、令和三年六月二十四日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和三年六月二十四日

文部科学大臣 萩生田光一

名 称	構造、形式及び大きさ	関係告示	所 在 地
旧影澤医院	木造二階建、スレート葺、建築面積二〇四平方メートル	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	栃木県佐野市金屋仲町字金屋町二四七二
玉川旅館本館	木造二階建、瓦葺、建築面積六五平方メートル	平成二十年文部科学省告示第六十二号	千葉県船橋市湊町二二七二〇一九他
玉川旅館第一別館	木造平屋建、瓦葺、建築面積二三平方メートル	平成二十年文部科学省告示第六十二号	千葉県船橋市湊町二二七二〇一九他
玉川旅館第二別館	木造二階建、瓦葺、建築面積三六二平方メートル	平成二十年文部科学省告示第六十二号	千葉県船橋市湊町二二七二〇一九他
藤田家住宅仲間部屋	木造平屋建、茅葺 (鉄板仮葺)、建築面積四三三平方メートル	平成十九年文部科学省告示第四百四十三号	長野県長野市松代町松代一三四四一
栗木家住宅主屋	木造平屋建、茅葺 (鉄板仮葺)、建築面積一七六平方メートル	平成十九年文部科学省告示第八十九号	岐阜県各務原市鵜沼羽場町二一一七〇